

看護系学会等社会保険連合（看保連） 研究助成に関する細則

1. 主 旨

診療報酬・介護報酬の充実・適正化を促進するための学術的根拠を目指す研究に対し助成をおこない、得られた成果を看護系学会等社会保険連合（以下、看保連とする）から診療報酬・介護報酬改定において、関係機関へ提言していくための資料とすることを目的とする。

2. 対象

看保連加盟学会もしくは加盟団体が企画する研究。

3. 研究テーマ

診療報酬・介護報酬改定を見据え、看護の技術評価や医療・介護の体制評価の提言につながる研究であること。

4. 助成期間

- 1) 原則、4月1日～翌年3月末日までの1年間とする。ただし、理事会が認めた場合に限り1年を限度として研究期間を延長することができる。
- 2) 研究期間を延長する場合は、当該年度の2月末までに申請を行う。

5. 助成内容

- 1) 助成金額は年間総額300万円以内とし、助成件数は年間6件程度とする（1件あたりの助成金額は50万円程度）。
- 2) 本研究助成は、看保連活動推進事業の一環とし、活動推進費より支出する。

6. 助成要件

- 1) 助成金は、研究予算内訳に記載された費用に充てるものとし、諸謝金・人件費・報告書印刷費等、研究に係わるすべての諸経費を含む。
- 2) 研究期間を通じて、研究費の経理手続きを担当できる者を配置する。

7. 申請手続き

1) 申請方法

所定の書類を作成し、電子メールまたは郵送にて看保連事務局に提出する。

2) 期 限

当該前年度の2月までに公募を締め切り、3月中に審査を行い、助成研究を決定する。詳細日程はその都度指定する。

8. 審査・選考・採否の通知および手続き

- 1) 審査は看保連役員会が実施する。

- 2) 選考基準として、次期診療報酬（介護報酬）改定に向けて専門的・学術的観点から政策的示唆の大きい成果の出せる研究、もしくは看護・医療の喫緊の問題に関して建設的提言につながる研究、看護独自の技術評価につながる研究であること。
- 3) 審査終了後、助成契約を交わす。

9. 報告の義務

- 1) 当該年度の3月末日までに、研究成果報告書を電子媒体にて事務局に提出する。

10. 個人情報の取り扱い

- 1) 助成申請により得られた個人情報は、選考作業や審査結果の通知など、応募に伴い生じる業務に対し、必要な範囲に限定して取り扱うこととする。
- 2) 助成が決定した場合は、決定者に関する情報を公表する。

11. 研究結果および成果物

- 1) 当該研究の成果は、看保連の活動推進事業報告書としてとりまとめ、看保連役員会等において報告を行う。
- 2) 研究成果報告書は、研究者の承諾を得た上で看保連ホームページに掲載する。
- 3) 研究成果は、看保連からの提言のための資料として活用される。

12. 研究成果の公表

研究成果を発表する場合は、論文末尾に必ず「看護系学会等社会保険連合の研究助成による」旨を記載すること。

附則

1. 項目3については、情勢変化に応じて診療報酬・介護報酬改定に関する重点事項としてテーマおよび分野を設定して募集する場合がある。
2. 項目5については、例外として公募実施時の年度決算の状況等による変更を認める。
3. 項目7の2)については、平成20年度はこの限りではない。
4. 本細則は、平成20年4月30日より施行する。
5. 本細則は、平成22年1月6日一部改正する。
6. 本細則は、平成24年1月18日一部改正する。
7. 本細則は、平成25年1月26日一部改正する。
8. 本細則は、平成25年3月6日一部改正する。
9. 本細則は、平成27年1月30日一部改正する。
10. 本細則は、平成28年10月4日一部改正する。
11. 本細則は、平成30年4月11日一部改正する。
12. 本細則は、平成31年1月28日一部改正する。